

会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正（案）について

<情報統計課>

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号「番号利用法」。以下「法」という。）」の改正に伴い、「会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を一部改正するため、市民の皆様幅広く意見を募集します。

1 本条例の趣旨及び改正の理由

本条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号「番号利用法」。以下「法」という。）」を根拠に、

- ①「法で定めている個人番号の利用の対象となる事務（法定事務^{※1}）以外の本市が、独自に個人番号を利用できる事務（独自利用事務^{※1}）」
- ②「本市内部の別機関である首長部局と教育委員会間で情報連携^{※2}を可能とする対象事務及び特定個人情報」

に関し、必要な事項を定めています。

今般、法改正により、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る規定が見直され、条例で引用している「法別表第2^{（別表参照）}」（情報照会者及び利用する事務並びに情報提供者及び提供する特定個人情報の内容を規定）が廃止されることから、条文の整備が必要となるものです。

■本条例で定めている主な事項

（1）個人番号の利用が可能な独自利用事務^{※1}（条例第3条関係）
（法第9条第2項に基づく「個人番号の利用範囲」）

本市では、独自に以下の4つの事務を条例で定めています。

- ①子ども医療費の助成に関する事務（こども家庭課）
- ②重度心身障がい者医療費の助成に関する事務（障がい者支援課）
- ③ひとり親家庭医療費の助成に関する事務（こども家庭課）
- ④生活保護法に準じて行う保護の措置による外国人の保護に関する事務（地域福祉課）

（2）別機関間の情報連携^{※2}の対象事務及び特定個人情報（条例第4条関係）
（法第19条第11号に基づく「特定個人情報の提供」）

本市の条例では、事務を明記せず法別表第2を引用しています。

2 条例改正の主な内容

【法別表第2の削除に伴う改正】

○第3条関係「個人番号の利用範囲」（文言の修正）

改正後	改正前
特定個人番号利用事務	法別表第2 の第2欄に掲げる事務
利用特定個人情報	同表の第4欄に掲げる特定個人情報

○第2条関係「定義」（用語の追加）

- ・「特定個人番号利用事務」 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務
- ・「利用特定個人情報」 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報

【法別表第2の削除に伴い、別表第3を追加する改正】

○別表第3（第4条関係）（追加：利用特定個人情報を提供できる事務の明記）

- ・「市長部局（地域福祉課） 生活保護法による保護又は徴収事務」
- ・「教育委員会（学校教育課） 学校保健安全法による医療費援助事務」

〔別表第3〕

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

○第4条関係「利用特定個人情報の提供」（文言の修正）

改正後	改正前
別表第3の第1欄に掲げる機関	法別表第2 の第1欄に掲げる情報照会者である市長又は教育委員会
同表の第3欄に掲げる機関	市長又は教育委員会

3 施行時期

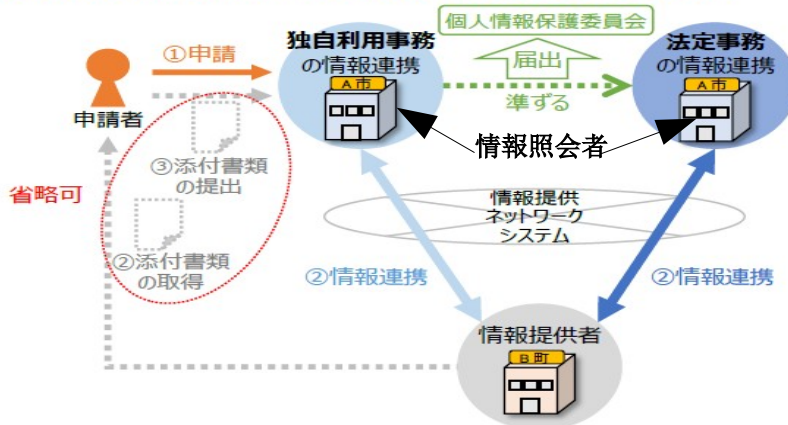
この条例は、公布の日から施行する

※1…「法定事務」と「独自利用事務」の違い

(個人情報保護委員会事務局「独自利用事務の情報連携に関する手引」より引用、以下同)

法定事務	番号法第 19 条第 8 号の規定により、情報連携ができる。
独自利用事務	番号法第 19 条第 9 号の規定により、法定事務に準ずるものとして委員会規則の要件を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ることで情報連携ができる。

【独自利用事務の情報連携（申請者がB町からA市に転入しているケース）】



※2…機関間の情報連携及び庁内連携

ア 情報連携と庁内連携

同一機関（注）の他の個人番号利用事務実施者との間で行われる特定個人情報のやり取りを「庁内連携」といい、他団体や他機関との間で行われる「情報連携」とは区別されま

す。番号法上、情報連携は特定個人情報の「提供」（番号法第 19 条第 8 号又は第 9 号）に当たり、庁内連携は「利用」（番号法第 9 条第 2 項）に当たります。

	相手方	方法
情報連携	他市町村などの他団体・他機関	情報提供ネットワークシステムを使用する
庁内連携	同一機関内の他の個人番号利用事務実施者	情報提供ネットワークシステムを使用しない（できない）

注…首長部局、教育委員会部局などの地方公共団体の執行機関のこと。

イ 同一地方公共団体内の他の執行機関への提供

首長部局と教育委員会部局のように、同一の地方公共団体内の他の執行機関はそれぞれ別の執行機関に当たるため、その間の特定個人情報のやり取りは「庁内連携」にはなりません。情報提供ネットワークシステムを使用して異なる機関の間で特定個人情報を提供する場合は、「情報連携」になります。

なお、同一地方公共団体の他機関に対する特定個人情報の提供については、番号法第 19 条第 11 号に基づく条例を定め、情報提供ネットワークシステムを使用せずに特定個人情報を提供することも可能です。

【情報連携、庁内連携及び同一地方公共団体内の他の執行機関への提供】



「法別表第2」…情報照会者及び利用する事務並びに情報提供者及び提供する
特定個人情報の内容が規程されたもの

→ 廃止（主務省令に規定することで情報連携が可能に）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

（中略）

二十六 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの
-------------	---	---------------------	---

（中略）

三十八 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

（中略）

百二十一 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの